

第8次交通安全基本計画

我が国における交通安全対策は、昭和46年度以降7次にわたり、5か年ごとの交通安全基本計画を作成し、それに基づき陸上・海上及び航空交通の各分野において諸施策を推進してきたところであるが、平成18年3月14日に中央交通安全対策会議は、18年度以降の5か年間の交通安全に関する施策の大綱となる第8次交通安全基本計画を決定した。

ここでは、第8次交通安全基本計画について、その策定経緯と構成について説明するとともに、計画の基本理念の概要を紹介する。

なお、各交通分野ごとの内容は、それぞれの編(部)(道路交通(23ページ)、鉄道交通(101ページ)、海上交通(118ページ)、航空交通(141ページ))に記述した。

また、「トピック」踏切対策のスピードアップ(108ページ)、「公共交通における総合的な安全対策」(110ページ)にも、計画の内容が含まれている。

1 計画の策定経緯

第8次交通安全基本計画については、中央交通安全対策会議におかれた専門委員(工学、教育学、心理学等の20名の有識者)で構成される専門委員会(座長：森地茂政策研究大学院大学教授)において、平成17年2月から、およそ1年間にわたり検討を重ねてきた。この間、17年9月には「第8次交通安全基本計画(中間案)」を公表し、意見募集手続き(パブリックコメント)を実施した。また、10月13日には公聴会を開催し、公述人から直接意見を聴くなど、広く国民の声を反映することに努めた。

以上のような検討を踏まえ、平成18年3月14日に中央交通安全対策会議を開催し、第8次交通安全基本計画を決定した。

2 計画の構成

第8次交通安全基本計画は、陸上、海上及び航空交通のすべての交通分野において、共通の基本理念を最初に記述した上で、道路交通 鉄道交通 踏切道における交通 海上交通 航空交通の各交通分野ごとに、それぞれ「基本的考え方」「目標」「対策(視点及び講じようとする施策)」を記述している。

特に、第8次交通安全基本計画においては、すべての交通分野において、目標を明示することとし、計画期間内に達成すべき数値目標を設定したところである。

3 計画の基本理念

第8次交通安全基本計画における、陸上、海上及び航空交通のすべての交通分野に共通の計画の基本理念の概要は次のとおりである。

交通安全基本計画とは

交通安全基本計画は、陸、海、空にわたり講ずべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたものである。この基本計画は交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づいて中央交通安全対策会議(会長：内閣総理大臣、委員：関係13閣僚)が作成することとなっている。

この基本計画に基づいて、国の関係行政機関では、毎年度、その年度において講ずべき施策を定めた計画を作成し実施するとともに、地方公共団体においても、それぞれの区域内における長期的計画及び年度ごとの計画を作成し実施している。



中央交通安全対策会議(平成18年3月14日)

(1) 交通事故のない社会を目指して

真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として国民の安全と安心を確保していくことが極めて重要であり、交通安全の確保もその重要な要素である。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、**究極的には交通事故のない社会を目指す**べきである。

(2) 人優先の交通安全思想

文明化された社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。交通について言うと、道路については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、すべての交通について、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となる。

このような「**人優先**」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきである。

(3) 施策推進に当たっての基本的な考え方

交通社会を構成する人間、車両・船舶・航空機等の交通機関、それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、施策を強力に推進する。

特に道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

国及び地方公共団体の行う交通の安全に関する施策に計画段階から国民が参加できる仕組みづくり、国民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

(4) 公共交通におけるヒューマンエラーへの対応

陸海空すべての公共交通機関の分野において、交通行政や交通機関にかかわる者が安全の確保が最優先の課題であることを再認識し、真摯に交通安全対策や自らの交通安全に対する取組を見つめ直すとともに、ヒューマンエラーの背後関係を調査し、企業の体制やシステム全体の改善の観点から事故防止対策を充実することが重要である。

道路交通安全対策の今後の方向
第8次交通安全基本計画より

平成13年に作成された第7次交通安全基本計画（13～17年度）においては、道路交通事故死者数を8,466人以下にするという目標を掲げていたところであるが、計画2年目の14年にこの目標を達成することができた。政府においては、これを受けて15年に新たに「10年間で交通事故死者数を5,000人以下とし、世界一安全な道路の実現を目指す」という方針を立てた。そして、特に交通事故死者数中最も高い割合を占める高齢者の交通安全対策については、15年3月に交通対策本部で決定された「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」に基づく諸施策を総合的に推進してきた。

平成15年以降も死者数は減少し、17年には約半世紀ぶりに6千人台にまで減少したところであるが、なお多くの人々が交通事故により死傷するという状況は続いている。18年1月2日には、交通対策本部長が談話を出し、政府として引き続き、総合的な交通安全対策の推進に全力を尽くす考えを示したところである。

今後の道路交通安全対策については、平成18年3月14日に決定された第8次交通安全基本計画に基づき